

◆ ◆ ◆ 令和8年 申告受付の日程と会場 ◆ ◆ ◆

申告受付期間は、令和8年2月9日(月)～令和8年3月16日(月)です。

月日	会場	時間	主な対象地区	月日	会場	時間	主な対象地区
2/9 (月)	銀鏡集会所	10:00	上揚 銀鏡 八重		穂北地区館	9:00	杉安町 杉安村 椿原 坂江 島内村 永谷
		15:00				9:00	
	東米良地区館	9:30	中尾 小椎葉 小八重 吐合 小中尾 柏葉 湯之久保 岩井谷 片内 尾八重	2/27 (金)		16:00	島内町 立野 中須 下水流
2/10 (火)	都於郡地区館	9:00	都於郡町 土中西 高屋 原向 坂の下 青山 中村 霧島 深長	3/2 (月)		9:00	千田 城平 山島津 山城 串木 竹尾 平原
		16:00				16:00	
2/12 (木)	都於郡地区館	9:00	受関 馬継谷 潮 筑後 黒貴 岩爪 長園	3/3 (火)		9:00	牛掛 団 千畑 杉尾 上野 原無田 茶臼原上 茶臼原中 椎原 津々志 平ヶ八重 北陵
16:00		16:00					
2/13 (金)	都於郡地区館	9:00	八木佐野 茶屋 今市 荒武 川原 山田 上沖 下沖 中山	3/4 (水)		9:00	清水 鳥子 田中 久保鶴 中原
16:00		16:00					
2/16 (月)	三財地区館	9:00	下加勢 久米田 八双田 戸敷 井尻 藤田 前原 亀塚 川原田	3/5 (木)		9:00	上尾筋 下尾筋 上宮 松田 国分 上山路 下山路 寺原
16:00		16:00					
2/17 (火)	三財地区館	9:00	月中 並木 大島 岩崎 若宮 恵美須 古城 石野田 門田 諏訪 外原	3/6 (金)	西都市役所本庁舎	9:00	石貴 法元 新町 諏訪 上妻 聖陵団地 寺崎 酒元
16:00		16:00					
2/18 (水)	三財地区館	9:00	観音寺 小森 上宮 岩井谷 牧野 小野 元地原 田野 雷野 長迫 百井 仁田脇 元山 棧敷野 水喰 団	3/9 (月)	1階	9:00	上町 中妻 桜馬場 本町 平助 山本 御舟町 桜川町 妻町 聖陵町 水流崎町 旭
16:00		16:00					
2/19 (木)	三納地区館	9:00	堂山 福王寺 小豆野 谷川 中村 金倉 加勢 石尾 歩坂	3/10 (火)	多目的スペース	9:00	白馬町 中央町 水流崎町 妻町 有吉町 水神 下妻 旭 小野崎
16:00		16:00					
2/20 (金)	三納地区館	9:00	松本 湯牟田 笠原 永野 宮田 島田 札の元 赤目 志戸 長谷場	3/11 (水)		9:00	小野崎 矢生町 聖陵町 三笠通 御舟町 右松町 右松村 粟野 聖陵南団地
16:00		16:00					
2/24 (火)	三納地区館	9:00	平城 麓 長谷 向井町 吉田 九流水 岩戸 岩下 小谷 清水兼 原田 平野	3/12 (木)		9:00	園元 三日月 赤池 今井 岡富 四日市 黒生野 現王島
16:00		16:00					
2/25 (水)	三納地区館	9:00	竹の内 櫻野 鶯野 法蓮寺 高三納 井上 原口 宮尾 古城 中村 下村 宮ノ下	3/13 (金)		9:00	大口川 柳迫 春日 茶臼原下 新開 山角 調殿 童子丸
16:00		16:00					
				3/16 (月)		9:00	最終日で混雑が予想されますのでなるべく指定された日にお越し下さい。

- ◎ 農業・営業・不動産・山林所得のある方は、帳簿もしくは収支内訳書をご提示ください。ご提示いただけない場合は、ご自身で収支内訳書を作成していただいた後の受付となります。
- ◎ 12:00～13:00は昼休みとさせていただきます。
- ◎ 午前午後両部ともに、混雑状況等により、早めに受付を締め切ったり、受付人数を制限させていただく場合があります。
- ◎ 申告受付の期間中、市役所税務課では申告受付はできませんので、必ず申告会場へお越しください。
- ◎ 指定された日が都合の悪い場合は、同じ地区内の他の日(たとえば、都於郡地区であれば、10日、12日、13日のいずれか)、東米良地区以外の他の地区館の午後、もしくは西都市役所本庁舎多目的スペースで申告できます。ただし、西都市役所本庁舎多目的スペースは待ち時間が1～2時間と大変混み合うことが予想されます。また、他地区の会場をご利用の場合は、その地区にお住まいの方を優先することがあります。
- ◎ 雑損控除や住宅ローン控除、土地・建物等に係る譲渡所得、株式等に係る配当・譲渡所得がある方は高鍋税務署で申告してください。

【 問合せ先 西都市役所税務課 32-1009 高鍋税務署 22-1373 】

裏面もご確認ください

令和8年度 市 県 民 税 の 申 告 に つ い て

令和8年度 市県民税・国民健康保険税の申告相談が、裏面の日程表のとおり、令和8年2月9日から3月16日までの期間で行われます。指定された日程・会場で申告をお願いいたします。

◎市県民税・国保税申告をしなければならない人

- 農業（自家消費分及び各種交付金も含む）・営業・不動産・その他の所得のある人。
- 給与・年金所得者でその他（農業・不動産所得など）の所得のある人。
- 給与所得の人で年末調整を受けなかった人、又は令和7年中に退職した後就職しなかった人で年末調整を受けていない人など。
- 令和8年1月1日現在、西都市に事務所・事業所・家屋敷を有する個人で、住所を有しない人。

◎市県民税・国保税申告が必要な人

- 各種証明書（学校や金融機関へ提出する所得証明など）が必要な人。
- 国民健康保険に加入している世帯の加入者及び世帯主。（収入のない方も対象となります。）
- 各種所得控除を受けようとする人。

◎市県民税・国保税申告をしなくてもよい人

- 年金収入だけの人で年金支払者から公的年金等支払報告書の提出がある人や給与所得だけの人で勤務先から給与支払報告書の提出がある人。
- 確定申告（税務署に確定申告書を提出）する人。

◎申告に必要なもの

- 【マイナンバーカード】 または 【通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しのいずれか1つ】
＋【運転免許証、公的医療保険の資格確認書などのうちいずれか1つ】
- 収入や経費を証明する書類

給与・年金所得	・源泉徴収票、給与支払明細書など
営業所得 農業所得 不動産所得	・収支内訳書を完成させて、帳簿及びその根拠となる書類（領収書、証明書等）を必ず持参して下さい。領収書・証明書等は経費別に整理しておいて下さい。 ・各種交付金に関しては、決定通知書または通帳を持参してください。 ・雇人費がある場合は個人別に計上して下さい。 ※帳簿のない方は、計算コーナーで書類作成された後の受付になります。

- 各種所得控除を証明できるもの
社会保険料（国民健康保険税、国民年金、介護保険料、後期高齢者医療保険料等）の納付済証明書
生命保険料（一般、介護医療、個人年金）の証明書、地震保険料・長期損害保険料の証明書
障害者控除の適用を受ける人は、障害者手帳などの証明できるもの
その他の控除（医療費の領収書と明細書、各保険者からの医療費通知、雑損、寄附金等の領収書）など

☆医療費控除について

医療費控除の申告には「医療費控除の明細書」の作成が必要です。医療費の領収書での申告はできません。

（注）医療費控除の明細書が無い場合は、医療費控除の適用ができませんのでご注意ください。

各保険組合等が発行する医療費通知（医療費のお知らせ）を添付すると、明細の記入を省略できますが、医療費控除の明細書の作成は必要です。

なお、領収書については、後日、提出や提示を求められる場合がありますので、申告期限等から5年間、ご自宅等で保管してください。

- 本人以外の代理人が申告する場合は、委任状（成年後見人の場合は、登記事項証明書）

◎申告に関するお願い

- ・所得税がかかる方、所得税の還付を希望される方は、e-Tax または税務署申告会場での申告にご協力ください。
- ・上記以外の方（市申告の方）は、郵送での申告も受け付けております。西都市ホームページ「令和8年度 市県民税の申告について（お知らせ）」をご確認の上、ご利用ください。
- ・令和7年度以前の申告がお済みでない方で、申告が必要な方には追加でお願いすることがありますのでご了承ください。